

資料 3 - 2

取扱注意

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

募集要項 (案)

令和 2 年 3 月 ● 日

(令和 2 年 2 月 18 日版)

宮城県

はじめに

宮城県（以下「県」という。）は、水道用水供給事業（大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業）、工業用水道事業（仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業）、流域下水道事業（仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業）の3事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業（以下、本事業と総称して「本事業等」という。）として、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を実施することを計画している。

県は、本事業等の実施にあたり、民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社に対して、本事業公共施設等運営権者（PFI法第9条第4号¹に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI法第2条第7項²に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定するとともに「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施契約」（以下「実施契約」という。）を締結する。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）募集要項」は、公募型プロポーザル方式による本事業等の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用し、また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束する。

なお、県は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業等に関して合意した事項について、実施契約等に定めることがある。

¹ 第9条第4号 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）

² 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

【目次】

第 1. 公募の概要	1
1.1 公共施設等の管理者の名称	1
1.2 担当課	1
1.3 募集要項等	1
第 2. 本事業等に関する事項	3
2.1 本事業等の事業内容に関する事項	3
2.1.1 事業の名称	3
2.1.2 事業の背景・目的	3
2.1.3 基本運営方針.....	4
2.1.4 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等	4
2.1.5 事業方式.....	7
2.1.6 運営権設定対象施設.....	9
2.1.7 本事業等の業務内容.....	9
2.1.8 事業期間.....	15
2.1.9 事業の費用負担	16
2.1.10 運営権対価	17
2.1.11 料金及び維持管理負担金.....	18
2.1.12 利用料金	18
2.1.13 運営権者収受額の定期改定	20
2.1.14 運営権者収受額の臨時改定	22
2.1.15 改築	24
2.1.16 運営権者が受領する権利・資産.....	26
2.1.17 県から運営権者への職員の派遣.....	27
第 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	28
3.1 事業者選定のスケジュール	28
3.2 公募手続等	29
3.2.1 守秘義務対象の開示資料の貸与	29
3.2.2 募集要項に対する質問の受付及び回答の公表.....	29
3.2.3 優先交渉権者選定基準に対する質問の受付及び回答の公表.....	30
3.2.4 実施契約書（案）、基本協定書（案）及び要求水準書（案）に対する質問の受付 及び回答の公表	31
3.2.5 第一次審査	32
3.2.6 第二次審査における開示資料等	32
3.2.7 競争的対話等の実施.....	33
3.2.8 第二次審査	33

3.3 優先交渉権者の選定手続	34
3.3.1 委員会による審査	34
3.3.2 審査方法	35
3.3.3 委員会事務局	35
3.3.4 審査結果の公表	35
3.3.5 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	35
3.4 応募者の参加資格要件	35
3.4.1 応募者の構成	35
3.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	36
3.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	39
3.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件	39
3.5 優先交渉権者選定後の手続	39
3.5.1 基本協定の締結	39
3.5.2 S P Cの設立	40
3.5.3 優先交渉権者による運営準備行為	40
3.5.4 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続	40
3.5.5 運営権の設定	40
3.5.6 実施契約の締結	40
3.5.7 運営権者譲渡対象資産の譲受	41
3.5.8 事業の開始	41
3.6 応募に関する留意事項	41
3.6.1 応募の前提	41
3.6.2 提案書類の作成方法	42
3.6.3 提案書類の取扱い	42
3.6.4 県からの提示資料の取扱い	43
3.6.5 応募の無効	43
第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	44
4.1 本事業等の前提条件	44
4.1.1 県の契約等の承継	44
4.1.2 県が実施する業務への協力	44
4.1.3 県が実施する施設の統廃合等	44
4.1.4 下水汚泥の処理	45
4.1.5 指定廃棄物の管理	45
4.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	45
4.3 対象事業におけるサービスの水準	45
4.3.1 水道用水供給事業	45

4.3.2	工業用水道事業	46
4.3.3	流域下水道事業	46
4.4	実施状況のモニタリング	46
4.5	要求水準違反時のペナルティ	46
4.6	保険	47
4.7	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	47
4.7.1	運営権の処分	47
4.7.2	運営権者の株式の新規発行及び処分	48
第5	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	49
5.1	運営権設定対象施設の立地に関する事項	49
5.1.1	水道用水供給事業	49
5.1.2	工業用水道事業	51
5.1.3	流域下水道事業	52
5.2	土地の使用に関する事項	53
第6	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	54
6.1	実施契約に定めようとする事項	54
6.2	疑義が生じた場合の措置	54
6.3	管轄裁判所の指定	54
第7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	55
7.1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	55
7.2	金融機関又は融資団と県との協議	55
第8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	56
8.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	56
8.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	56
8.3	その他の措置及び支援に関する事項	56
第9	本事業等に関連する事項	57
9.1	募集要項等の修正	57
9.2	情報提供	57

別紙1 用語の定義

別紙2 PFI法等における用語と本事業等における用語の関係性

別紙3 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

第1. 公募の概要

1.1 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

1.2 担当課

宮城県企業局水道経営課（以下「担当課」という。）

所在地：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-3430

電子メールアドレス：suikeik@pref.miyagi.lg.jp

県は、本公募において実施する事務に関し、以下のとおりアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

- ① 有限責任あずさ監査法人
- ② 株式会社 KPMG FAS
- ③ KPMG 税理士法人
- ④ ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- ⑤ 株式会社東京設計事務所

なお、本募集要項において公募アドバイザー宛に提出することになっている書類は、以下に送付するものとする。

宛先： 有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部
宮城県上工下水道担当事務局

所在地： 〒100-8174 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティグランキューブ12階

電子メールアドレス：miyagi-water@jp.kpmg.com

1.3 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑨までの書類（これらに補足資料、県のホームページへの掲載などにより公表したこれらに対する質問回答書（宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針に対する質問への回答を含まない）、その他これらに関して県が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

①から⑧までの書類は、第一次審査に係る審査書類（以下「第一次審査書類」という。）及び第二次審査に係る審査書類（以下「第二次審査書類」という。）並びに本事業等の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成す

るに当たっての前提条件であり、①から⑥までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料集に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

なお、本募集要項を除く募集要項等の記載において、用語の定義がなされていないものについては、本募集要項を参照すること。

- ① 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）募集要項
- ② 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑤ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）モニタリング基本計画書（案）（以下「モニタリング基本計画書（案）」という。）
- ⑥ 関連資料集
- ⑦ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑧ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑨ 参考資料集

なお、募集要項等と宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（令和元年12月24日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2. 本事業等に関する事項

2.1 本事業等の事業内容に関する事項

2.1.1 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

2.1.2 事業の背景・目的

宮城県企業局は、現在、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の3事業（以下「3事業」という。）の運営を行っている。

平成30年度において、水道用水供給事業では、県内35市町村のうち25市町村に対し日量約26万 m^3 の水道用水を、工業用水道事業では、仙台港地区及び内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に日量約9万 m^3 の工業用水を供給し、流域下水道事業では、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川・北上川下流・迫川・北上川下流東部の7流域合計で日量約29万 m^3 の下水処理を行っている。

3事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであるが、社会環境の変化を受け、厳しい経営環境に直面している。

ひとつは、人口減少社会の進展により、今後、水道用水供給事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になることが想定される。また、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、今後20～30年先には管路の本格的な更新が始まるほか、流域下水道事業についても、同様に設備及び管路の大規模な更新需要が見込まれている。加えて、県職員数の減少により、専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題として挙げられている。

このような経営環境においても、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっている。

県では、このような状況から、県が引き続き最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、及びこれらの事業と処理区域が重複する仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業について、3事業を一体とし民間の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を可能とする「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」を実施するものである。

さらに、民間事業者における新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーシ

ョンにより、効率的かつ効果的な新たな運営方法を確立するとともに県民及び地域に対して新たな価値を創出し、加えてその知見及び知識の活用が全国の課題解決の一つのモデルとなることを期待するものである。

2.1.3 基本運営方針

本事業等をより適切に実施するため、県が公共施設等運営権（以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者に遵守を求める基本運営方針を以下に示す。

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は、3事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行う。また、短期的視点に埋没せず、長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで、県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して、長期にわたる本事業等の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

2) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

運営権者は、性能発注の考えに基づき、自らの責任と判断において県が定めた要求水準を満たす具体的内容を定め、適切に施設運営を行う。

また、運営権者は、公共サービスとしての3事業の重要性を認識し、施設運営について、本事業等の事業期間（以下「本事業期間」という。）にわたり新たな技術や運営ノウハウの活用等により不断の見直しを行い、質の向上と効率化を達成する。

3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

運営権者は、県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して、長期的な事業計画、運営状況及び経営状況のほか、サービスの品質を持続的に満足するための業務プロセスや人材育成等について情報公開を行い、説明責任を果たす。

4) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献

運営権者は、地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

2.1.4 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等

1) 法令

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 工業用水法（昭和31年法律第146号）

- ・ 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

- ・ 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・ その他関係法令

2) 条例

- ・ 宮城県公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
- ・ 宮城県建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号）
- ・ 宮城県都市計画法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 91 条）
- ・ 宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）
- ・ 宮城県公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）
- ・ 宮城県自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）
- ・ 宮城県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年宮城県条例第 40 号）
- ・ 宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）
- ・ 岩手県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）
- ・ 宮城県布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 3 号）
- ・ 宮城県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）
- ・ 宮城県暴力団排除条例（平成 24 年宮城県条例第 60 号）
- ・ 宮城県屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）

- ・ 宮城県文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）
- ・ その他関係条例

2.1.5 事業方式

本事業は、PFI 法第 16 条³の規定に基づき、運営権者に対して運営権設定対象施設（2.1.6 に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業とする。

1) 運営権の設定

水道用水供給事業の大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道、工業用水道事業の仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道、仙台北部工業用水道、流域下水道事業の仙塩流域下水道、阿武隈川下流流域下水道、鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道（以下「9 個別事業」という。）ごとに、以下の 9 つの運営権を設定する。

表 1 設定する運営権

運営権	対象区域
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等 ⁴ を除く）に設定される権利	栗原市、大崎市、富谷市、松島町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式 ⁵ （管路等を除く）に設定される権利	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町

³ 第 16 条 公共施設等の管理者等は、選定事業者が公共施設等運営権を設定することができる。

⁴ 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「管路等」とは、場外等の管路、弁室（空気弁、手動弁が設置されている弁室）、マンホール、ハンドホール、弁きよ、鉄蓋、管路上にある手動弁、水管橋及びトンネルをいう。

⁵ 低区調整池及び高区調整池における小水力発電施設は含まれない。

運営権	対象区域
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）に設定される権利	大崎市，大和町，大衡村，加美町
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設 ⁶ 及び処理施設）の一式 ⁷ （管路等 ⁸ を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
下水道法に基づく阿武隈川下流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，亘理町
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	大崎市，美里町
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	富谷市，大和町，大郷町，大衡村

なお、対象とする9個別事業については、一体的な運営を図るため、同一の者により運営されることを前提としている。

2) 公共施設等運営権実施契約

運営権者は、本事業等を開始する前に、県との間で、PFI法第22条第1項⁹に定めるところにより、実施契約を締結しなければならない。

なお、実施契約については、運営権単位ごとではなく、本事業等として一つの実

⁶ ポンプ場（マンホールポンプを含む）、流量計及び管路いう。

⁷ 消化ガス発電施設は含まれない。

⁸ 流域下水道事業における「管路等」とは、場外の管路、マンホール、マンホール蓋及び管路上にある手動弁をいう。

⁹ 第22条第1項 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 派遣職員（第78条第1項に規定する国派遣職員及び第79条第1項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに関し必要な事項

五 その他内閣府令で定める事項

施契約書を締結する。

2.1.6 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は以下に掲げるものとし、立地等は5.1に示す。

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

2.1.7 本事業等の業務内容

本事業等の範囲は、以下の1)から3)に掲げるものとする。運営権者は、運営権に基づいて実施する業務¹⁰のほか、実施契約及び要求水準書の定めに従って、本事業等に係る全ての業務を実施する。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

運営権者は、本事業期間中、本事業等に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業

¹⁰ 運営権設定対象施設の運営等に含まれる業務をいい、2.1.7の1)乃至3)に掲げる業務においては、1)のうち①、②、④（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）、⑤（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）及び⑥（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）、2)、並びに3)のうち①（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）の業務をいう。

務として定められた業務¹¹を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。委託等を行う上で運営権者が遵守すべき条件及び手続は、要求水準書（案）及び実施契約書（案）に示す。

1) 義務事業

① 経営に関する業務

- ・ 事業計画¹²の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 情報公開及び説明
- ・ 利用料金の収受
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ 地域貢献

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 水道用水供給事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質試験¹³及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土¹⁴の適正処理¹⁵
- ・ 受水市町村との調整・対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

¹¹ 経営に係る企画・管理業務等とする予定である。

¹² 経営、改築、維持管理に対する計画をいう。

¹³ 水道法第20条に基づく水質検査は、県が実施する。

¹⁴ 浄水発生土の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁵ 有効利用及び適正な処理・処分をいう。

- ウ) 修繕業務
 - ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
 - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕
 - b) 改築業務
 - ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
 - ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- B) 工業用水道事業
- a) 維持管理業務¹⁶
 - ア) 運転管理業務
 - ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
 - ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
 - ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
 - ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
 - ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
 - ・ 工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応
 - ・ 河川・ダム管理者との調整
 - イ) 保守点検業務
 - ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
 - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検
 - ウ) 修繕業務
 - ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
 - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕
 - b) 改築業務¹⁶
 - ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
 - ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- C) 流域下水道事業
- a) 維持管理業務

¹⁶ 仙台北部工業用水道事業における門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟の維持管理業務及び改築業務は，水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利に係る維持管理業務及び改築業務に含まれる。

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視, 運転操作, 制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの汚泥¹⁷の適正処理¹⁸
- ・ 流域関連市町村との調整・対応
- ・ 河川・海岸管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附属設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附属設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）
- ・ 運営権設定対象施設における建築附属設備の改築
- ・ 交付金の申請への協力及び会計検査への協力

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務¹⁹

- ・ 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検
- ・ 工業用水道事業における使用水量の測定業務

④ 本事業用地²⁰及び運営権設定対象施設等²¹の保安等に係る業務

- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安
- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の環境保全

¹⁷ 汚泥の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁸ 運営権者は、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。消化ガスに係る条件は、要求水準書（案）に示す。

¹⁹ 運営権設定対象施設以外で、県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については、県が行うものとする。

²⁰ 運営権設定対象施設が立地する土地をいう。

²¹ 「本事業用地及び運営権設定対象施設等」の「等」とは、第二受水テレメータ室が立地する土地、第二受水テレメータ室、大和・富谷ポンプ場が立地する土地及び大和・富谷ポンプ場建物をいう。

⑤ 土地，建築物及び工作物等貸付業務²²

- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地，建築物及び工作物等貸付業務
- ・ 県が指定する者への有償での土地貸付業務

⑥ 関連業務

A) 水道用水供給事業，工業用水道事業及び流域下水道事業共通

- ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力²³

B) 水道用水供給事業

- ・ 県の要請に応じた水質計測機器²⁴の保守点検・修繕・改築
- ・ 市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築

C) 工業用水道事業

- ・ 工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
- ・ 県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務

D) 流域下水道事業

- ・ 県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理
- ・ 県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査
- ・ 県の要請に応じた大雨時溢水対応

2) 附帯事業

附帯事業とは，流域下水道事業において，既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し，義務事業と一体的に行うことにより，費用縮減，収益発生，環境負荷低減等の効用が発揮される事業²⁵のことをいう。

県が，優先交渉権者を選定するに当たって，応募者は，附帯事業を提案することができるが，提案は必須ではなく，既存の処理工程を継続しても構わない。

²² 運営権者は，県及び県が指定する者が引き続き使用する運営権設定対象施設が立地する土地並びに当該土地の建築物及び工作物等について，実施契約書（案）に示す条件に基づいて貸し付け，又は使用させるものとする。実施契約書（案）に示す条件に基づく土地貸付業務により収益が発生した場合には，運営権者に帰属する。

²³ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

²⁴ 本事業開始日までに県が設置する予定の機器である。

²⁵ 附帯事業における収益は運営権者に帰属する。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条²⁶に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

① 本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

② 県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下「県内市町村等」という。）が事業主体である水道事業、下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場合、運営権者は協議に応じなければならない。

²⁶ 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

③ 仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設²⁷の維持管理業務

2.1.8 事業期間

1) 本事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業等が開始された日（以下「本事業開始日」という。）を始期とし、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度の末日（2.1.8 - 2）の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和24年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県及び運営権者が協議により2.1.8 - 3）の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

詳細は、実施契約書（案）に示す。

3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日とする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

4) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の経過に伴い本事業等が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

²⁷ 民間事業者が所有し、運営する、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを用いる発電施設であり、運営権者は、当該発電施設の所有者である民間事業者との合意により、当該発電施設の維持管理業務を受託することができる。

① 運営権

本事業終了日に、運営権は消滅する。

② 運営権設定対象施設の引渡し

本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

③ 運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。

なお、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す。

④ 本事業等に係る運営権者が所有する資産等

県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる。

なお、買取の方法等については、実施契約書（案）に示す。

本事業等の実施のために、運営権者が本事業用地内に所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地については、本事業終了日に公有財産貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、県又は県の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

⑤ 業務の引継ぎ

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担²⁸により、本事業等が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない。

2.1.9 事業の費用負担

運営権者は、以下 1)～3)及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業等の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

²⁸ 県及び県が指定する者において発生する費用の負担を求めるものではない。

1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

流域下水道事業における改築に係る費用²⁹は、実費精算³⁰を行うものとする。

2) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担

法令等又は県条例若しくは県の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。

3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する³¹。

2.1.10 運営権対価

運営権者は、本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を、本事業開始日より前の県が指定する期日までに一括して県に支払うものとする。支払いに当たっては、消費税及び地方消費税を別途払うものとする。

県は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する運営権対価の返還は行わない。また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、合意延長に係る対価の追加的支払請求を受けることはない。

9 個別事業ごとの運営権対価³²を、以下に示す。

表 2 運営権対価

事業名	運営権対価（税抜）
大崎広域水道用水供給事業	1.4 億円
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	3.1 億円
仙塩工業用水道事業	0.3 億円
仙台圏工業用水道事業	0.3 億円
仙台北部工業用水道事業	0.3 億円
仙塩流域下水道事業	1.4 億円
阿武隈川下流流域下水道事業	1.6 億円
鳴瀬川流域下水道事業	0.6 億円

²⁹ 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の 2 第 1 項の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。

³⁰ 実費精算は、改築発注単位で行う。

³¹ ただし、研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

³² 運営権対価は、固定額であり、優先交渉権者選定手続における審査項目としない。

事業名	運営権対価（税抜）
吉田川流域下水道事業	1.0 億円
合計	10.0 億円

2.1.11 料金及び維持管理負担金

1) 料金及び維持管理負担金の定義

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金とは、公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）第 6 条³³における料金をいう。

流域下水道事業における維持管理負担金とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 31 条の 2³⁴の規定に基づく維持管理に要する費用の市町村の負担金をいう。

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金及び流域下水道事業における維持管理負担金を総称して、「料金等」という。

2) 料金及び維持管理負担金の定期改定

県は、料金等の定期改定を行う³⁵。定期改定により設定された料金等が継続して適用される期間をそれぞれ「料金期間」といい、本事業開始日から令和 5 年度末までを「第 1 料金期間」とし、令和 6 年度から令和 10 年度末までを「第 2 料金期間」、令和 11 年度から令和 15 年度末までを「第 3 料金期間」、令和 16 年度から令和 20 年度末までを「第 4 料金期間」、令和 21 年度から本事業終了日を予定している令和 24 年 3 月 31 日までを「第 5 料金期間」と表す。

2.1.12 利用料金

1) 利用料金の定義

本事業期間中、県は業務分担に応じた額を料金等として收受し、運営権者は、業務分担に応じた額を P F I 法第 2 条第 6 項³⁶に規定する利用料金として收受するものとする。

³³ 第 6 条 水道用水供給事業又は工業用水道事業の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

³⁴ 第 31 条の 2 第 3 条第 2 項又は第 25 条の 10 第 1 項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

³⁵ 料金等の定期改定は、令和 6 年度、令和 11 年度、令和 16 年度及び令和 21 年度に行うことを予定している。

³⁶ この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第 16 条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、利用料金を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

なお、県は、4.5に示す要求水準違反違約金及び実施契約書（案）に定める契約解除違約金が発生したときは、自ら保管する利用料金を、当該違約金に引き当てることができる。

2) 運営権者提案額の提案

県は、本公募に当たって、9個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込³⁷及び県が本事業期間にわたり本事業等を継続した場合の消費税及び地方消費税を除いた費用見込額を提示する。

応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体³⁸にわたって義務事業及び附帯事業の実施に必要となる額（以下「運営権者提案額」という。）を、9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者提案額は、県の提示する9個別事業ごとの上限額を上回らないものとし、応募者は、運営権者提案額の提案に当たって、運営権者提案額の構成項目ごとの内訳を示すこととする。

表 3 運営権者提案額の上限³⁹

事業名	運営権者提案額の上限（税抜）
大崎広域水道用水供給事業	298 億円
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	319 億円
仙塩工業用水道事業	51 億円
仙台圏工業用水道事業	33 億円
仙台北部工業用水道事業	15 億円
仙塩流域下水道事業	269 億円
阿武隈川下流流域下水道事業	262 億円
鳴瀬川流域下水道事業	42 億円
吉田川流域下水道事業	99 億円
合計	1,388 億円

³⁷ 実施契約に県が提示する水量見込は、事業環境の著しい変化が発生しない限り、本公募に当たって県が提示する水量見込から変更しないものとする。

³⁸ 本事業期間を20年間として提案するものとし、2.1.8 - 2)の規定により本事業期間が延長される場合を想定しないものとする。

³⁹ 流域下水道事業に係る改築費用を除く。

表 4 運営権者収受額の構成

構成項目	説明
ア) 人件費	給料, 手当, 賃金, 報酬, 法定福利費及び退職給付費をいう。
イ) 薬品費	薬品に係る費用をいう。
ウ) 動力費	事業用資産の稼働に係る動力源(電力等)に係る費用をいう。
エ) 修繕費	事業用資産の修繕に係る費用をいう。
オ) 保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用をいう。
カ) 廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用をいう。
キ) 償却費 ⁴⁰	改築に係る資産の減価償却費をいう。
ク) 資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費をいう。
ケ) その他営業費用	通信運搬費等, 上記ア)～ク)に区分されない営業費用をいう。
コ) 公租公課	運営権者に係る税金等をいう。
サ) 事業報酬	支払利息, 配当等をいう。

3) 利用料金の収受

運営権者は、本事業期間を20年間として運営権者収受額を均等割した月次の運営権者収受額(以下「月次運営権者収受額」という。)を基準額として、水量実績に応じて調整を行った額⁴¹を、毎月、利用料金として収受する。料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額については、2.1.13の規定に基づき需要⁴²の変動及び物価の変動等の影響を考慮した定期改定を行うほか、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合には、2.1.14の規定に基づき臨時改定を行う。

2.1.13 運営権者収受額の定期改定

県及び運営権者は、料金等の定期改定に併せて、料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額の改定(以下「運営権者収受額の定期改定」という。)を行う。運営権者収受額の定期改定は、本事業開始日及び各運営権者収受額の定期改定時からそれぞれ5年以内に行うものとする。

1) 需要の変動

運営権者収受額の定期改定にあたり県が提示する運営権者収受額の定期改定後

⁴⁰ 運営権者が負担することとなる改築費総額をいい、本事業期間終了時の残存価値相当額を含まないものとする。また、流域下水道事業においては、対象外とする。

⁴¹ 月次運営権者収受額を、水量見込及び水量実績の差によって生じる利用料金収入の差に基づいて調整した額とする。詳細は、実施契約書(案)に示す。

⁴² 流域下水道事業においては、処理水量をいう。

の料金期間（以下「次期料金期間」という。）の水量見込が、実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、需要の変動の影響を受ける構成項目（以下「需要変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 5 需要変動費

構成項目	需要変動費
ア) 人件費	
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	
オ) 保守点検費	
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	
ク) 資産減耗費	
ケ) その他営業費用	
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、次期料金期間に適用する物価水準が、優先交渉権者選定時に適用する物価水準から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価の変動の影響を受ける構成項目（以下「物価変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 6 物価変動費

構成項目	物価変動費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	○

構成項目	物価変動費
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は運営権者収受額の定期改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。

4) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～3)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の定期改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の定期改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の定期改定の必要性について、(仮称)経営審査委員会⁴³から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の定期改定を行うことができる。

2.1.14 運営権者収受額の臨時改定

事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合、県及び運営権者は、必要に応じて、直後の運営権者収受額の定期改定までの期間に適用される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の臨時改定」という。）を行う。臨時改定された月次運営権者収受額は、運営権者収受額の臨時改定時点から、その直後に到来する運営権者収受額の定期改定時までの期間においてのみ適用される。事業環境の著しい変化の概要は、以下に示すものとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

運営権者収受額の臨時改定を行う際に比較する一定割合は、優先交渉権者の提案内容に基づき設定する。

⁴³ 外部専門家等から構成される本事業等のモニタリング等を行う委員会をいう。

1) 著しい需要の変動

各工業用水道事業における契約水量が変更され、実施契約締結時の契約水量と比較して一定割合（以下「需要割合」という。）を超えて契約水量が変動する場合、当該工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用（以下「改定対象費」という。）に限ることとする⁴⁴。

なお、県が実施する収支シミュレーションに基づく需要割合の参考値は、以下のとおりである。

表 7 需要割合

事業名	需要割合
仙塩工業用水道事業	6%
仙台圏工業用水道事業	7%
仙台北部工業用水道事業	6%

2) 著しい物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、当月に適用する物価水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する物価水準）と比較して一定割合（以下「物価割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価変動費に限ることとする⁴⁵。

なお、県が実施する収支シミュレーションに基づく物価割合の参考値は、以下のとおりである。

表 8 物価割合

事業名	物価割合
水道用水供給事業	20%

⁴⁴ 著しく需要が減少した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×(1-需要割合)とする。著しく需要が増加した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×(1+需要割合)とする。さらに、臨時改定後の改定対象費については、水量実績を考慮することなく、臨時改定後の改定対象費に相当する額を運営権者は収受することとする。

⁴⁵ 著しく物価が下落した場合（物価の減少割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1-(x-物価割合)}とする。著しく物価が上昇した場合（物価の増加割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1+(x-物価割合)}とする。

事業名	物価割合
工業用水道事業	8%
流域下水道事業	2%

3) 著しい動力費の変動

各流域下水道事業において、実施契約に定める動力費に係る指標について、当月に適用する動力費水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する動力費水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する動力費水準）と比較して一定割合（以下「動力費割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、動力費に限ることとする⁴⁶。

なお、県が実施する収支シミュレーションに基づく動力費割合の参考値は、5%である。

4) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、義務事業及び附帯事業について運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の臨時改定を行う。

5) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～4)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の臨時改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の臨時改定の必要性について、（仮称）経営審査委員会から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の臨時改定を行うことができる。

2.1.15 改築

1) 改築に係る提案

⁴⁶ 著しく動力費が下落した場合（動力費の減少割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 - (x - \text{動力費割合})\}$ とする。著しく動力費が上昇した場合（動力費の増加割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 + (x - \text{動力費割合})\}$ とする。

県は、本公募に当たって、9個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。

なお、流域下水道事業に係る改築提案額⁴⁷は、本公募に当たって県が事業別に提示する改築費用の上限額（消費税及び地方消費税を含まない。）及びその合計額を上回らないものとする。

表 9 改築費用の上限額

事業名	改築費用の上限額（税抜）
仙塩流域下水道事業	125 億円
阿武隈川下流流域下水道事業	74 億円
鳴瀬川流域下水道事業	16 億円
吉田川流域下水道事業	50 億円
合計	265 億円

2) 改築計画書の作成

運営権者は、優先交渉権者選定時に提案した改築提案書の内容を基に、必要に応じて改築実施時期等の調整⁴⁸を行った上で、改築計画書（案）を料金期間ごとに作成する。ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和 5 年 3 月 31 日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者はその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。

県及び運営権者は改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを改築計画書とする。

運営権者は改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負うことから、県は原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に改築提案書からの改築変更内容及び変更理由を記載し、県が承認⁴⁹した場合に限り変更が認められる。

水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用

⁴⁷ 附帯事業に係る改築費用を含まないものとする。

⁴⁸ 提案にない改築が必要となる場合、運営権者は当初提案した改築の取り止めに県を求めることができる。

⁴⁹ 提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、県は改築内容の変更を承認するものとする。

として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う⁵⁰こととする。

なお、支払方法は実施契約書（案）に示す。

3) 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。ただし、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書とし、運営権者は、運営権の範囲内において、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。

なお、県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合、県が運営権設定対象施設の改築を行うことがある。その場合、運営権者は県に協力⁵¹するものとする。

4) 改築を行った施設の所有

県又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属するものとする。

5) 本事業開始日以降に県が実施する工事

本事業開始日以降に、県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、運営権者は、県と協議の上、これに協力⁵¹するものとする。

2.1.16 運営権者が受領する権利・資産

本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産を、以下の1)～3)に示す。

1) 運営権

2.1.5 - 1)に示す運営権

2) 本事業用地の使用権

公有財産貸付契約による本事業用地及び運営権設定対象施設の使用権

⁵⁰ 運営権者は、県に対し、当該改築の取り止めに起因する維持管理費用の増加を示す根拠資料を提示することができ、県が承認した場合、県に支払うべき金額から当該増加費用を控除するものとする。

⁵¹ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

3) 運営権者譲渡対象資産

本事業等の運営に必要な備品及び消耗品等の資産

2.1.17 県から運営権者への職員の派遣

県は、P F I 法第 80 条⁵²に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。

⁵² 第 80 条 前 2 条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

第3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 事業者選定のスケジュール

県は、以下のスケジュールに沿い、優先交渉権者を選定する予定である。なお、県は本スケジュールを変更することができる。

表 10 スケジュール

時期（予定）	内容
令和 2 年 3 月	募集要項等（募集要項，要求水準書（案），優先交渉権者選定基準，基本協定書（案），実施契約書（案），関連資料集等）の公表
	募集要項に関する説明会
令和 2 年 4 月	募集要項に対する質問の受付 優先交渉権者選定基準に対する質問の受付 実施契約書（案），基本協定書（案）及び要求水準書（案）に対する質問の受付
令和 2 年 4 月～5 月	第一次審査書類の提出期限
令和 2 年 6 月～ 12 月	競争的対話の実施
令和 3 年 1 月	第二次審査書類の提出期限
令和 3 年 3 月	優先交渉権者の選定
	基本協定の締結
令和 3 年 6 月又は 9 月	県議会に運営権設定を提案
令和 3 年 7 月又は 10 月	厚生労働大臣に運営権設定に係る許可を申請
令和 3 年 10 月	運営権設定
令和 3 年 12 月	実施契約の締結
令和 4 年 4 月	本事業等開始

3.2 公募手続等

3.2.1 守秘義務対象の開示資料の貸与

1) 守秘義務対象資料

県は、関心表明書、誓約書及び報告書開示に係る同意書（以下「誓約書等」という。）を提出した者にのみ提供される貸与資料（以下「守秘義務対象資料」という。）を貸与する。

また、第一次審査の実施までに守秘義務対象資料の追加又は修正が発生した場合には、県が守秘義務対象資料を受けた者に対し、追加又は修正された守秘義務対象資料を送付する。

なお、第一次審査以降について、県は、3.2.6 に示す手続を行った者に対し、第二次審査における守秘義務対象資料（以下「守秘義務対象資料（第二次）」という。）を貸与する予定である。

2) 誓約書等の提出

守秘義務対象資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるために、誓約書等を提出しなければならない。

受付期限：令和2年4月17日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：様式集及び記載要領に従って記入し、1.2の公募アドバイザーまで電子メールにより送信した上で、提出期限までに原本を郵送等することとする。ただし、県が認めた場合は、上記受付期間後であっても誓約書等の提出を受け付ける。

貸与方法：誓約書等を1.2の公募アドバイザーが受領し、内容の不足がないことを確認できた上で、速やかに守秘義務対象資料を郵送等することとする。

第三者への開示方法：様式集及び記載要領に定める方法に従うこと。

3) 守秘義務対象資料の破棄

守秘義務対象資料の貸与を受けた者は、誓約書の定めに従い、その使用を終えた時点で責任を持って守秘義務対象資料を破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を1.2の公募アドバイザーまで郵送等することとする。

3.2.2 募集要項に対する質問の受付及び回答の公表

1) 質問の受付

県は、本事業等への参画について関心表明書等を提出した営利法人より、募集要項に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：令和2年3月19日（木）～令和2年4月3日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：募集要項に対する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、1.2の公募アドバイザーまで電子メールにより送信すること。

なお、質問を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、質問者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。電子メール以外での質問には一切応じない。

2) 回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項に対する質問のうち県が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に県ホームページへの掲載の方法により公表する。

また、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日前に回答を公表することがある。

なお、公平を期すため、質問者への直接回答は行わない。

回答公表予定日：令和2年4月中旬

3.2.3 優先交渉権者選定基準に対する質問の受付及び回答の公表

1) 質問の受付

県は、本事業等への参画について関心表明書等を提出した営利法人より、優先交渉権者選定基準に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：令和2年3月19日（木）～令和2年4月10日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：優先交渉権者選定基準に対する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、1.2の公募アドバイザーまで電子メールにより送信すること。

なお、質問の回答を通知された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、質問者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。電子メール以外での質問には一切応じない。

2) 回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、優先交渉権者選定基準に対する質問のうち県が必要と判断したもの及びその回答を、回答予定日に参加表明書を提出した者に対し、電磁的方法（いわゆるバーチャルデータルーム、以下「VDR」という。）等を通じて開示する。

また、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答予定日前に回答を公表することがある。

なお、公平を期すため、質問者への直接回答は行わない。

回答予定日：令和2年5月上旬

3.2.4 実施契約書（案）、基本協定書（案）及び要求水準書（案）に対する質問の受付及び回答の公表

1) 質問の受付

県は、本事業等への参画について関心表明書等を提出した営利法人より、実施契約書（案）、基本協定書（案）及び要求水準書（案）に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：令和2年3月19日（木）～令和2年4月10日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：実施契約書（案）、基本協定書（案）及び要求水準書（案）に対する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、1.2の公募アドバイザーまで電子メールにより送信すること。

なお、質問の回答を通知された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、質問者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。電子メール以外での質問には一切応じない。

2) 回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施契約書（案）、基本協定書（案）及び要求水準書（案）に対する質問のうち県が必要と判断したもの及びその回答を、回答予定日に参加表明書を提出した者に対し、VDR等を通じて開示する。

また、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答予定日前に回答を公表することがある。

なお、公平を期すため、質問者への直接回答は行わない。

回答予定日：令和2年5月中旬

3.2.5 第一次審査

1) 第一次審査書類の受付

第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第一次審査書類を作成し、県に提出する。

受付期間：令和2年4月20日（月）午前9時から令和2年5月1日（金）午後5時まで

提出方法：第一次審査書類を1.2の担当課に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限までに原本を持参又は郵送等することとする。持参する場合は、第一次審査参加者は、希望する提出時間を前日までに担当課に連絡することとし、担当課の指示する場所に持参することとする。郵送等する場合は、第一次審査書類の追跡情報が確認できる方法で県に発送するとともに、伝票番号等、県が発送状況を確認できる情報を電子メールにより送信することとする。

なお、郵送等する場合には、令和2年5月1日（金）の消印有効とする。

2) 参加資格要件の確認

第一次審査では、第一次審査参加者から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された第一次審査書類を受け付ける。県は、3.4記載の参加資格要件を充足することを確認のうえ、参加資格確認の結果を通知する。受付期限までに第一次審査書類を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本公募に参加することができない。

3) 第一次審査結果の通知

県は、参加資格確認の結果を、応募企業又は代表企業に対して令和2年5月29日（金）までに通知する。

3.2.6 第二次審査における開示資料等

1) 誓約書等（第二次）の提出

守秘義務対象資料（第二次）貸与兼アクセス権申込書及び誓約書（第二次）（以下「誓約書等（第二次）」という。）の提出を条件とする守秘義務対象資料（第二次）の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、誓約書等（第二次）を提出しなければならない。

受付期間：令和2年4月20日（月）午前9時から令和2年5月1日（金）午後5時まで（必着）

様式集及び記載要領に従って作成し、1.2の公募アドバイザーに対し、上記期日までにMicrosoft Wordファイル形式で電子メールにより送信した上で、速やかに1.2の公募アドバイザーへ原本を郵送等することとする。ただし、県が認めた場合は、上記受付期間後であっても誓約書等（第二次）の提出を受け付ける。

貸与方法：守秘義務対象資料（第二次）については、主としてVDRによる貸与を想定しており、誓約書等（第二次）等を1.2の公募アドバイザーが受領後、内容の不足がないことを確認できた上で、1.2の公募アドバイザーよりVDRへのアクセス方法等を通知する。

第三者への開示方法：様式集及び記載要領に定める方法に従うこと。

2) 守秘義務対象資料（第二次）の破棄

守秘義務対象資料（第二次）の貸与を受けた者は、誓約書等（第二次）の定めに従い、その使用を終えた時点で責任を持って守秘義務対象資料（第二次）を破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書（第二次）を1.2の公募アドバイザーまで郵送等することとする。

3.2.7 競争的対話等の実施

県は、参加資格確認の結果通知後、第二次審査書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者（以下「第二次審査参加者」という。）と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ① 現場確認及び資料閲覧（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ② 第二次審査参加者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ③ 県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

3.2.8 第二次審査

1) 第二次審査書類の受付

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、県に対し第二次審査書類を提出する。県は、第二次審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

第二次審査書類提出後、第二次審査参加者は、3.3.1の委員会において提案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。

受付期間：令和3年1月6日（水）午前9時から令和3年1月13日（水）午後5時まで（必着）

提出方法：第二次審査参加者は、希望する提出時間を前日までに担当課に連絡することとし、担当課の指示する場所に持参することとする。

なお、1社以上の第二次審査参加者から第二次審査書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消す。

2) 第二次審査結果の通知

県は第二次審査の結果を、第二次審査参加者の応募企業又は代表企業に対して、令和3年3月に通知する。

3.3 優先交渉権者の選定手続

3.3.1 委員会による審査

県は、PFI法第11条第1項⁵³に規定する客観的な評価を行うために、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案の審査及び評価等を行う。

委員会の委員は、以下のとおりである。

なお、委員は今後変更される場合がある。

（委員）

増田 聡（委員長） 東北大学大学院経済学研究科教授

今西 肇（副委員長） 東北工業大学名誉教授

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

宮城県総務部長

（臨時委員）

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学研究院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授

滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

⁵³ 第11条第1項 公共施設等の管理者等は、第7条の特定事業の選定及び第8条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

3.3.2 審査方法

第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、県において参加資格要件の充足を確認し、結果を委員会に報告する。

第二次審査では、委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

県は、委員会の審査及び評価等の答申を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的には優先交渉権者選定基準に示す。

3.3.3 委員会事務局

委員会の事務局は、担当課が担当し、公募アドバイザーが補助する。

3.3.4 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載により、公表する。

3.3.5 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すと共に、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、その旨を県のホームページへの掲載により、公表する。

3.4 応募者の参加資格要件

3.4.1 応募者の構成

- ① 応募者は、2.1.7に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及

び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（4.7.2 - 2）に定める本議決権株式をいう。以下同じ。）すべて⁵⁴の割当てを受けるものとする。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない。参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、かつコンソーシアム構成員として追加される者が、3.4.2の全ての要件を満たすとともに、当該コンソーシアム構成員の追加が3.4.1 ④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、コンソーシアム構成員を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した応募企業又はコンソーシアム構成員が、他のコンソーシアム構成員となることは認めない。
- ⑦ 応募企業又はコンソーシアム構成員が3.4.2及び3.4.3の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。

3.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

⁵⁴ 8.2に示す株式会社民間資金等活用事業推進機構による出資を除く。

- ④ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号⁵⁵に該当しない者であること。
- ⑥ 外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号⁵⁶又は第4号⁵⁷に該当する者にあつては、同法第27条第1項⁵⁸の規定により、3.5.2に記載する特別目的会社（以下「SPC」という。）の株式の取得について、対内直接投資等に係る事前届出を行い、その結果、当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者、又は変更の勧告を受け、当該勧告に応諾しない者でないこと⁵⁹。
- ⑦ 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に基づく資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 第一次審査書類提出時に、3.3.1に示す委員との利害関係に関する申出書を提出していること⁶⁰。ただし、第一時審査書類受付期間以降に、新たな利害関係

⁵⁵ 第26条第1項第2号 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

⁵⁶ 第26条第1項第3号 会社で、第1号又は前号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び次項第4号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

⁵⁷ 第26条第1項第4号 前2号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第1号に掲げる者がその役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの

⁵⁸ 第27条第1項 外国投資家は、対内直接投資等（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）のうち第3項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

⁵⁹ 本参加資格要件との関係で、外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号又は第4号に該当する者にあつては、第二次審査書類の提出期限までに不作為期間が経過するよう、優先交渉権者の選定後速やかにSPCを設立することを前提として、令和2年9月中に外国為替及び外国貿易法第27条第1項に基づく事前届出を完了することが望ましい。また、第二次審査書類の提出期限までに、同法第27条第2項に基づく不作為期間が経過しない者にあつては、令和3年2月20日までに不作為期間が終了していなければならない。

⁶⁰ 利害関係とは、委員と応募者の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、次のいずれかの事実が認められることをいう。

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
- ② 委員本人と応募者との経済的関係について、公正な評価を妨げる事情があると認められること。
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有しており、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。
- ④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合で、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。

なお、応募者と委員との間で利害関係が認められた場合であっても、当該応募者の応募を無効とするものではない。

が生じた場合やコンソーシアム構成員の追加を行った場合は、応募者は当該事実発生日から 10 日以内に県に申出書を提出するものとする。また、委員の変更があった場合は、県の指示に従い利害関係に関する申出書を提出するものとする。

- ⑨ 県が発注した「平成 29 年度みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務」を受託した株式会社日本総合研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁶¹でないこと。
- ⑩ 県が発注した「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務（以下「アドバイザー業務」という。）」受託者及びアドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。アドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。
- 有限責任あずさ監査法人
 - 株式会社 KPMG FAS
 - KPMG 税理士法人
 - ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
 - 株式会社東京設計事務所
- ⑪ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑫ 本県の知事、副知事、又は公営企業管理者が役員等となっている法人に該当しない者であること。
- ⑬ 上記⑨から⑫までに定める者を本事業等の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑭ 第一次審査書類提出時に、以下に示す業務を受嘱している者⁶²又はその親会社にあたる者は、参加表明書提出に際しての誓約書を提出していること。
- 大崎広水・仙北工水施設運転及び設備点検業務委託
 - 仙南・仙塩広水施設運転及び設備点検業務委託
 - 仙塩・仙台圏工業用水道施設管理運営包括委託

⁶¹ 「資金面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

⁶² 受嘱しているものが共同企業体の場合には、その構成員も対象とする。

仙塩流域下水道の管理及び運営に関する業務

阿武隈川下流流域下水道の管理及び運営に関する業務

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道の管理及び運営に関する業務

3.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、次に掲げる実績要件を満たす必要がある⁶³。

応募企業は、次のいずれも満たすこと。コンソーシアムにあっては、①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。なお、①を満たすコンソーシアム構成員と②を満たすコンソーシアム構成員が同一企業であることは妨げない。

- ① 平成 22 年度以降、上水道事業において、処理能力日量 2.5 万立方メートル以上の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請⁶⁴として行った実績を同一施設で連続して 3 年以上有していること。
- ② 平成 22 年度以降、下水道事業において、処理能力日量 10 万立方メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の運転管理業務を元請⁶⁴として行った実績を同一施設で連続して 3 年以上有していること。

3.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業又は代表企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書提出日において、資本金 50 億円以上であること。

3.5 優先交渉権者選定後の手続

3.5.1 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、県は、基本協定書（案）の修正には、原則として

⁶³ 応募企業又はコンソーシアム構成員の親会社の実績及び応募企業又はコンソーシアム構成員の子会社の実績は含まれない。

⁶⁴ 元請が共同企業体の場合は、共同企業体の代表企業または共同企業体の中で運転管理業務を主として行った事業者の実績を認めるものとする。

応じない。

3.5.2 S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を宮城県内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を宮城県外に移転させないものとする。

3.5.3 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査等を実施することができるほか、本事業等を円滑に開始するための協議を県と行う。

3.5.4 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続

県は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定及び水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定をするにあたり、厚生労働大臣に対し、水道施設運営権の設定に係る許可申請を行う⁶⁵。S P Cは、県が行う水道施設運営権の設定に係る許可取得の手続に協力するものとする。

3.5.5 運営権の設定

県は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

3.5.6 実施契約の締結

県と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。また、県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

県は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

⁶⁵ 水道事業者等が実施する水道施設運営等事業の許可基準は、水道法第 24 条の 6 及び第 31 条並びに水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。）第 17 条の 11 及び第 17 条の 12 に規定されており、これらの規程に基づき、水道施設運営権の設定の許可の申請が行われる。申請に必要な提出書類一式（申請書、水道施設運営等事業実施計画書及びその他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。））は、県が厚生労働大臣に提出する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産貸付契約の締結

なお、県は、P F I 法第 19 条第 3 項⁶⁶及び第 22 条第 2 項⁶⁷の定める事項を県ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

3.5.7 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日までに運営権者譲渡対象資産を県から譲り受ける。

譲渡手続は、県が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

3.5.8 事業の開始

運営権者は、事業開始に当たり、引継ぎを完了し、運営権対価を県に対して払い込み、運営権者譲渡対象資産を譲り受けるなどの実施契約上の義務を履行した上で、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

3.6 応募に関する留意事項

3.6.1 応募の前提

1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

2) 費用負担等

本公募におけるすべての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

⁶⁶ 第 19 条第 3 項 公共施設等の管理者等は、第 1 項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第 2 号に掲げる事項を公表しなければならない。

⁶⁷ 第 22 条第 2 項 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第 2 号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

3) 書面主義

本公募に関して、県に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。

4) 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

5) 本公募状況の取扱

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、第一次審査の受付から第二次審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

3.6.2 提案書類の作成方法

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

3.6.3 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

1) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。本事業等の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を無償で使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

2) 特許権等

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

3) 提案書類の公開について

県は、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を必要に応じて、公開する場合があるとともに、宮城県情報公開条例（平成11年条例第10号）に基づき、開示する場合がある。

なお、提案書類を公表された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

4) 提案内容の矛盾について

文書よる記載内容と、提示図面あるいはイメージ図等に矛盾がある場合には、文書による記載内容を優先するものとする。

5) 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、第二次審査において県に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取り扱う。

3.6.4 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

3.6.5 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「3.4 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑥ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑦ 2通以上の提案書類を提出したとき
- ⑧ 県の許可なく、本事業等の選定に関し、県職員又は公募アドバイザーに接触したとき
- ⑨ 県の許可なく、本事業等の選定に関し、委員会の委員又は委員会の委員が属する法人に働きかけをしたとき
- ⑩ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑪ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 本事業等の前提条件

以下に、本事業等特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）及び関連資料集等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業等の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業等の業務範囲については2.1.7の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

4.1.1 県の契約等の承継

県が本事業等を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、本事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

4.1.2 県が実施する業務への協力

県は、3事業における管路等に係る業務を行うことから、当該業務に関連して県から要請があった場合は、運営権者は県に協力⁶⁸するものとする。

また、県の職員は、執務のために必要な範囲で運営権設定対象施設に出入りすることができるものとする。

4.1.3 県が実施する施設の統廃合等

県は、本事業開始日までに以下を新設する予定である。

- ・ 仙南・仙塩広域水道用水供給事業における姥ヶ懐調整池⁶⁹。
- ・ 仙台北部工業用水事業における濁度低減処理施設（令和2年度中に工事完了予定）。

大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、水需要の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していることから、維持管理に係る費用の増額を踏まえた上で、可能な限り更新費用を抑制した提案を求めるものとする。

このほか、今後の水需要の見通しによっては、県が施設の統廃合等を実施する場合がある。

⁶⁸ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

⁶⁹ 本事業開始日以降に供用開始予定としている。

なお、施設の統廃合⁷⁰を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付ける予定である。

4.1.4 下水汚泥の処理

運営権者は、阿武隈川下流流域下水道事業の県南浄化センターにおける汚泥燃料化施設の使用を前提とする必要はなく、応募者は他の方法で汚泥処理を行うことを提案することができる。

なお、提案は必須ではなく、汚泥燃料化施設の使用を継続しても構わない。

4.1.5 指定廃棄物の管理⁷¹

仙南・仙塩広域水道用水供給事業における南部山浄水場敷地内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づき指定された指定廃棄物（浄水発生土）が保管されている。本事業開始日以降においても、指定廃棄物の管理については、県が行うものとする。

4.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担

県及び運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業等において、その自主性及び創意工夫を発揮して義務事業及び附帯事業を行うこととされていること、並びに任意事業を広範に行うことができるとされていることに鑑み、実施契約等に特段の定めのない限り、本事業等に係るリスクは運営権者が負うものとする。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容の詳細については、実施契約書（案）に示す。

4.3 対象事業におけるサービスの水準

4.3.1 水道用水供給事業

運営権者は、県及び受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものと

⁷⁰ 運営権設定対象施設外における施設の追加並びに運営権者の業務範囲を超える調整が必要な施設の追加及び変更（管路の工事等）を伴うものをいう。

⁷¹ 運営権者は、県が引き続き使用する土地、建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて使用させるものとする。

する。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

4.3.2 工業用水道事業

運営権者は、県及び工業用水使用者と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、要求水準を満たす工業用水を供給する。

運営権者は、浄水供給している仙塩工業用水道事業及び濁度低減処理施設設置予定の仙台北部工業用水道事業について適切な水運用を実施するとともに、浄水施設の出口において要求水準に定める水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

4.3.3 流域下水道事業

運営権者は、県と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、流入量に応じてポンプを適切に運転し、流域関連市町村の管路から県の流域幹線管路に流入した下水を円滑に処理施設に流入させる。また、処理施設の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水を処理するとともに、汚泥を適正処理する。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

4.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行う。また、モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開するものとする。

なお、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

4.5 要求水準違反時のペナルティ

運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、運営権者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課す。

運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、

県は運営権者に代わり、本事業等を実施することができる。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

4.6 保険

県は、運営権者に対し保険の付保を義務付けないが、運営権者は、その他に本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証券の内容については、県の確認を得るものとする。

4.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

4.7.1 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業等に関連して県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項⁷²に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

なお、県は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う⁷³。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業等の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③ 譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

運営権者が本事業等の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

⁷² 第26条第2項 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

⁷³ 改正水道法施行後において、県が水道用水供給事業に係る運営権の譲渡を許可しようとするときは、水道法第31条により水道用水供給事業に準用される同第24条の11の規定に従い、事前に厚生労働大臣に協議してこれを行う。

4.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり県は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業等が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

第5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

運営権設定対象施設のうち主な施設を以下に示す。

5.1.1 水道用水供給事業

表 11 主な運営権設定対象施設の立地（水道用水供給事業）

区分		施設	立地	
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	漆沢水系	取水・導水施設	門沢取水堰	左岸：加美郡加美町字門沢下窪 右岸：加美郡加美町字水芋屋敷
			芋沢沈砂池	加美郡加美町芋沢小土山
			芋沢沈砂池管理棟	加美郡加美町芋沢小土山
		浄水施設	麓山浄水場 ⁷⁴	加美郡加美町麓山
		送水施設	松山第二調整池	大崎市松山千石字与作松
			松山増圧ポンプ	大崎市松山千石字上林坊
	テレメータ室等		複数あるため、立地は別紙3に示す	
	長谷地中継所		加美郡加美町原長谷	
			小池ヶ平中継所	遠田郡涌谷町字下郡小池ヶ平
	南川水系	取水・導水施設	魚板取水堰	左岸：黒川郡大和町吉田字魚板 右岸：黒川郡大和町吉田字麓北
			南川沈砂池・南川取水ポンプ場	黒川郡大和町吉田字麓北
		浄水施設	中峰浄水場	黒川郡大和町吉田字中峯
送水施設		テレメータ室等	複数あるため、立地は別紙3に示す	

⁷⁴ 濁度低減処理施設及び工水配水池を除く。

区分	施設		立地
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式 (管路等を除く)	取水・導水施設	取水塔	刈田郡七ヶ宿町字大倉山
		導水口	白石市小原清水
		ガンド沢制御室	白石市福岡蔵本字神楽石
	浄水施設	南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山
	送水施設	高区調整池	仙台市太白区茂庭字馬越石
		低区調整池	白石市白川津田字大新田
		姥ヶ懐調整池 ⁷⁵	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山
		制御室	複数あるため、立地は別紙3に示す
		テレメータ室	複数あるため、立地は別紙3に示す
		青麻山中継所	刈田郡蔵王町宮字青麻下山

⁷⁵ 本事業開始日以降に供用開始予定としている。

5.1.2 工業用水道事業

表 12 主な運営権設定対象施設の立地（工業用水道事業）

区分	施設		立地
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水・導水施設	郷六取水口	仙台市青葉区郷六字龍沢
		郷六沈砂池	仙台市青葉区郷六字針金
	浄水施設	大槻浄水場	仙台市宮城野区大槻
	配水施設	鶴ヶ谷ポンプ場	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字金堀
		富谷配水池	富谷市穀田字土屋沢
		仙塩七北田川水管橋 流量計・濁度計	仙台市宮城野区福室
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水施設	熊野堂取水場	名取市高館熊野堂字五反田山
	配水施設	熊野堂配水池	名取市高館熊野堂字五反田山
		柳生弁室	名取市高館熊野堂飛島
		南・北幹線南側流量計	仙台市宮城野区港
		南・北幹線北側流量計	仙台市宮城野区港
		中野連絡ポンプ場	仙台市宮城野区中野
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）	浄水施設	濁度低減処理施設 ⁷⁶ ・工水配水池（麓山浄水場内）	加美郡加美町麓山
	配水施設	桔梗平配水池	黒川郡大衡村桔梗平

⁷⁶ 本事業開始日までに稼働予定の施設である。

5.1.3 流域下水道事業

表 13 主な運営権設定対象施設の立地（流域下水道事業）

区分	施設		立地
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	仙塩浄化センター	多賀城市大代
	排水施設	塩釜中継ポンプ場	塩竈市中の島
		流量計	複数あるため、立地は別紙 3 に示す
下水道法に基づく阿武隈川下流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川
	排水施設	亘理ポンプ場	亘理郡亘理町荒浜字山神
		角田ポンプ場	角田市神次郎字中田
		名取ポンプ場	名取市杉ヶ袋高原
		大河原ポンプ場	柴田郡大河原町新東
		仙台ポンプ場	仙台市太白区四郎丸字昭和南
		丸森ポンプ場	伊具郡丸森町館矢間館山字巻河原
流量計	複数あるため、立地は別紙 3 に示す		
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新三ツ屋
	排水施設	松山第 1 中継ポンプ場	大崎市松山下伊場野字薬師
		松山第 2 中継ポンプ場	大崎市松山長尾字富田上
		鹿島台中継ポンプ場	大崎市鹿島台広長字一盃清水東
		小牛田ポンプ場	遠田郡美里町青生
		三本木ポンプ場	大崎市三本木桑折

区分	施設		立地
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	大和浄化センター	黒川郡大和町鶴巣下草字作内田
	排水施設	海老沢ポンプ場	黒川郡大衡村大衡字古舘
		大郷ポンプ場	黒川郡大郷町中村
		大和・大衡ポンプ場	黒川郡大和町落合蒜袋字新田
		大和・富谷ポンプ場 ⁷⁷	黒川郡大和町もみじヶ丘
	流量計	複数あるため、立地は別紙 3 に示す	

5.2 土地の使用に関する事項

本事業用地はすべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条第 1 項第 1 号⁷⁸に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項⁷⁹に規定する行政財産にあたる。県は、運営権者が本事業用地の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、公有財産貸付契約書に記載される条件で、本事業期間中は本事業用地を無償で使用できるようにする。

⁷⁷ 建物を除く。

⁷⁸ 第 238 条第 1 項第 1 号 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産（後略）

⁷⁹ 第 238 条第 4 項 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

6.1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業等
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保（モニタリング等）
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

6.2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、必要に応じて（仮称）経営審査委員会に意見を求めた上でこれを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

6.3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

7.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業等の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、本事業等の引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、2.1.8 - 4) - ③及び④と同様の取扱いとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容の詳細については、実施契約書（案）に示す。

7.2 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業等の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

8.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，法令の改正等により，法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は，それによることとする。

8.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

本事業等は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり，多様な資金調達上の工夫の一環として，応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において，応募者が，株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき，株式会社民間資金等活用事業推進機構は，当該応募者のコンソーシアム構成員に該当しないものとし，応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお，県は同機構の出融資を確約するものではなく，同機構の出融資の詳細，条件等については，応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

8.3 その他の措置及び支援に関する事項

県は，運営権者が本事業等を実施するにあたり，必要な許認可等について協力する。また，法令の改正等により，その他の支援が適用される可能性がある場合は，県及び運営権者で協議する。

第9. 本事業等に関連する事項

9.1 募集要項等の修正

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、県は募集要項等を修正し修正版を公表する。

9.2 情報提供

本事業等に関する情報提供は、以下のホームページ等を通じて適宜行う。

県のホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/>